19 世紀型君主制憲法と君主・大臣規定 (2・完) ---- フランス・ベルギー・プロイセン・日本 ----

西 岡 祝*

目 次

はじめに

- 一、憲法・統治機構の構成と君主・大臣規定
- 二. 1830年フランス憲章
- 三. 1831 年ベルギー憲法 (以上、本論叢 55 巻 3・4 号)
- 四. 1850年プロイセン憲法
- 五. 1889 年明治憲法

おわりに

資料 (以上、本号)

四. 1850 年プロイセン憲法

プロイセンの国王規定(「第3編 国王」)は17箇条で、その規定は次の通りである(資料・表2を参照)。ベルギーの国王規定の多くが継受されている。

^{*} 福岡大学法学部教授

- 国王の一身の不可侵(43条)→「国王の一身は、不可侵である」。ベルギーの63条1文(国王の一身の不可侵)と同じく、フランスの「神聖」 (12条1項)を受け継いでいない。
- 2. 大臣の責任、国王の統治行為(Regierungsakte)に対する大臣の副署、副署に対する大臣の責任(44条)→「国王の大臣は、責任を負う。国王のすべての統治行為は、それが有効になるためには、大臣の副署を必要とし、大臣は、それによって責任を負う」。ベルギーの63条2文(大臣の責任)と64条(国王の行為の大臣による副署)を継受する。なお、プロイセンの支配的な国家の慣行によれば、軍の指揮(統帥)権の諸行為(Akte der Kommandogewalt)は副署義務及び大臣の責任から除外されていた410。

以上のように、国王の一身の不可侵→大臣の責任→大臣の副署が規定され、これに続いて、次の $3\sim10$ までの国王の権限が列挙されている。この構成は、ベルギーのそれ(国王の一身の不可侵、大臣の責任(63条)→大臣による副署(64条)→大臣の任免権(65条)等の国王の権限)と同じである。

- 3. 執行権の帰属、大臣の任免、法律の公布、その執行のために必要な命令の発布(45条)→「国王にのみ、執行権が帰属する。国王は、大臣を任免する。国王は、法律の公布を命じ、その執行のために必要な命令を発する」。ベルギー29条(執行権の国王への帰属)、65条(大臣の任免)、67条(法律の執行に必要な規則と命令の発布)、69条(法律の裁可と公布。ここにいう「裁可」はプロイセンでは継承されていないが、プロイセン62条2項は「すべて法律は、国王と両議院の一致を必要とする」と定める)の諸規定に関連する。
- 4. 軍の最高指揮権(46条)→「国王は、軍の最高指揮をとる」。ベルギー68条1文(国王の陸・海軍の指揮)に当たる。
 - 5. 官職の任命(47条)→「国王は、法律が別段の定めをしていない限

- り、軍並びに国務の他の部門におけるすべての官職を任命する」。ベルギー 66条(軍隊における階級の授与、法律の定める場合を除く一般行政官と外 交官の任命等) に該当する。
- 6. 官戦、講和、条約の締結と議会の承認(48条)→「国王は、戦争を官 言し、講和を締結し、外国の政府とその他の条約を締結する権限を有する。 通商条約である場合、もしくはそれによって国に負担ないしは個々の国民に 義務が課される場合には、有効となるためには議会の承認を要する」。ベル ギー68条に当たる。但し、条約締結についての両議院への通知、条約の秘 密条項の効力に関する規定は継承されていない。
- 7. 恩赦権と減刑権、大臣に対する恩赦・減刑、審理の打ち切り(49条) →「国王は、恩赦権及び減刑権をもつ」(49条1項)。「その職務上の行為故 に有罪となった大臣のために、この権限が行使されうるのは、告発をなした 議院の提案があった場合に限られる | (49 条 2 項)。「国王は、既に開始され た審理を特別法に基づいてのみ打ち切ることができる | (49条3項)。ベル ギー73条(刑罰の免除または軽減)、91条(両議院のいずれかの議院の要 求に基づく大臣の恩赦)に該当する。
- 8. 勲章その他の表彰の授与、貨幣鋳浩権(50条)→「勲章及びその他の 特権と結びつかない表彰の授与は、国王に属する | (50条1項)。「国王は、 法律に従って貨幣鋳造権を行使する | (50条2項)。ベルギー76条(法律の 規定に従う軍事勲章の授与)、74条(法律に基づく貨幣鋳造権)に当たる。
- 9. 両議院の召集・閉会、両議院または一議院の解散(51条)→「国王 は、両議院を召集し、閉会する。国王は、両議院を同時に、または一院のみ を解散することができる。但し、この場合には、解散後60日(西岡注、ベ ルギーでは40日(71条))以内に選挙人が、及び解散後90日(ベルギーで は2箇月(71条))以内に両議院が召集されなければならない」。ベルギー 70条(両議院の常会、開会の期間、閉会及び臨時の召集)、71条(同時また

は個別の両議院の解散)に該当する。但し、ベルギーにおける両議院の毎年11月第二火曜日の当然の会合、少なくとも40日の開会の期間は継承されていない。プロイセンでは76条で「両議院は、国王が通常毎年11月に、及びそれ以外に状況が必要とする毎に、召集する」とされている。また、続く77条では開会、閉会、停会などにつき規定がなされている。すなわち「両議院の開会及び閉会は、国王が自ら、または国王の委任する大臣が、両院合同の会議でこれを行う」(77条1項)、「両議院は、同時に召集、開会、休会及び閉会される」(77条2項)、「一方の議院が解散された場合には、他方も同時に停会となる」(77条3項)。なお、76条、77条は「第5編 両議院」の下にある。第一院(貴族院)の解散は、当該院の公選議員を廃止した1853年5月7日の法律(GS.181)以来、排除された420。

- 10. 両議院の停会 $(52 \, \text{条}) \rightarrow \text{「国王は、両議院を停会することができる。}$ 両議院の同意がない場合には、この停会は、 $30 \, \text{日を超えられず}$ 、同じ会期の間は繰り返されてはならない。ベルギー $72 \, \text{条を継承する}$ 。
- 11. 王室の男系の世襲(53 条)→「王位は、王室法 43 (Hausgesetz)により、長子相続及び男系直系相続の権利に基づき、王室の男系の世襲である」。ベルギー60 条に当たる。
- 12. 国王の成年、合同会議での宣誓とその内容(54条)→「国王は、18歳で成年となる」(54条1項)。「国王は、合同会議の前で、王国の憲法を固く守り、憲法と法律に従って統治するという宣誓を行う」(54条2項)。ベルギー80条を継受する。
- 13. 両議院の同意による他国の君主就任(55条) \rightarrow 「両議院の同意がなければ、国王は、同時に他国の君主となることはできない」。ベルギー 62 条 1 項を継承する。但し、ベルギーでは「他国の元首」とされている。
- 14. 成年の男系親族による摂政の引受け(56条)→「国王が未成年のため、またはそれ以外のため、継続して自ら統治することが妨げられる場合

には、王位に最も近い成年の男系親族(53条)が摂政を引き受ける。摂政 は、その地位の必要性について決定する合同の会議のために、直ちに両議院 を召集しなければならない」。ベルギー81条(王位継承者が未成年の場合、 両議院合同会議による摂政と後見の任命)、82条(国王が統治不能の場合、 両議院合同会議による後見と摂政の任命) に該当する。但し、プロイセンの 「王位に最も近い成年の男系男子」による摂政の引受けは、ベルギーにはな 11

15. 成年の男系親族不在の場合の摂政選任(57条)→「成年の男系親族が いない場合、及びこの場合の事前の法律上の配慮がまだなされていない場合 には、大臣が、その合同会議において摂政を選ぶ両議院を召集しなければな らない。その摂政の即位まで、大臣が、統治を行う」。ベルギーにはない規 定である。

16. 摂政の権限と宣誓(58条)→「摂政は、国王に属する権力を、国王 の名の下に行使する。摂政は、この職に就く前に、合同会議の前で、王国 の憲法を固く守り、憲法と法律に従って統治することを宣誓する | (58条1) 項)。「この宣誓まで、いかなる場合にも、現在の全大臣がすべての統治行為 (Regierungshandlungen) について責任を負う」(58 条 2 項)。ベルギー 83 条に当たる。但し、プロイセン58条2項の規定はベルギーにはない。

17. 王室・家族世襲財産としての地代の存続(59条)→「1820年1月17 日の法律によって、王領及び森林の収入に依存している地代は、王室・家族 世襲財産(Kron-Fideikommißfonds)として残る」。この規定はベルギーに はない。

以上、要約すれば、国王の一身の不可侵→大臣の責任、副署→執行権の帰 属→国王の個別の権能→世襲→摂政という構成になっている。

「第4編 大臣」の下に2箇条が置かれている(資料・表3参照)。これに ついてもベルギーの条項がほぼ引き写されている。

- 1. 大臣並びに官吏の各議院への出席、質問に対する応答、各議院の大臣 出席の要求、大臣が議員である場合、所属する議院での投票権の保有(60 条)→「大臣並びにその代理として派遣された官吏は、各議院に参加し、 議院の要求があればいつでも質問に応じなければならない」(60条1項)。 「各議院は、大臣の出席を求めることができる」(60条2項)。「大臣は、議 員である場合にのみ、一方あるいは他方の議院で投票権を有する」(60条3 項)。ベルギー88条に当たる規定である。
- 2. 憲法違反、買収及び反逆罪を理由とする議会の決定による大臣の訴追、この訴追につき最高裁判所合同部での決定、責任の要件、手続及び刑の詳細につき特別法の留保(61条)→「大臣は、一議院の決定により、憲法違反、買収及び反逆の罪によって、これを訴追することができる。その訴追については、君主国(Monarchie)の最高裁判所が合同部で決定する。依然として二つの最高裁判所が存在している限りでは、これらが上述の目的のために合同する」(61条1項)。ここにいう「二つの最高裁判所」とは、上級裁判所及び「ライヒ破棄・上告裁判所」であるが、1852年3月の法律により前者に統合された⁴⁴⁾。「責任の要件、手続及び刑についての詳細は、これを特別法に留保する」(61条2項)。この特別法は制定されなかったことから、61条は、実効性をもたなかったことになる⁴⁵⁾。この61条は、ベルギー90条を継承している。但し、ベルギーの場合、大臣を訴追し召喚する権限は代議院が有し、裁判する権限は破毀院がもつ。また、大臣訴追の事由は規定上限定されていない。

水木惣太郎によれば、プロイセンの場合、大臣は国王に対してのみ責任を 負う。大臣弾劾の制度(61条)はあるが、制裁規定を定める特別法が制定 されなかったため、この制度は機能しなかった。「大臣は議院に出席権があ り、議席を持つこともできるが、不信任決議によって辞職する必要はない。 内閣に相当する Staatsministerium があって、大臣はそこで合議するが、別 にそれは合議体としての権限を有するものではない。要するにそれは大臣が 君主にたいして単独責任を負う官僚内閣制であって、議会にたいして連帯責 任を負う議院内閣制ではなかった。とくに君主は衆議院(西岡注、代議院) を何時でも解散しうる権限を有した。選挙の結果が政府に不利な時は、召 集前に再解散を行うこともしばしばあった⁴⁶。また、樋口陽一によれば、 「大臣の任免も国王大権によるという大権内閣制がとられている 47)」。

- 41) http://www.verfassungen.de/de/preussen/preussen50-index.htm (44条の注釈).
- 42) http://www.verfassungen.de/de/preussen/preussen50-index.htm (51条の注釈).
- 43) 王室法は特に制定されなかった。その代わりに、王室に関する従来の遺言、王室法、 王室契約(Hausvertrag)、相互相続契約、勅令等が王室法の規定として効力を有してい た (http://www.verfassungen.de/de/preussen/preussen50-index.htm (53条の注釈))。
- 44) 倉田·初宿·前掲注 6) 67 頁。
- 45) http://www.verfassungen.de/de/preussen/preussen50-index.htm (61条の注釈).
- 46) 前掲注19) 188-189頁。
- 47) 『比較憲法(全訂第3版)』(青林書院、1992年) 99頁。

五. 1889 年明治憲法

日本の天皇規定(「第1章 天皇」)は17箇条にわたる。その概要は次の通 りである(資料・表2参照)。多くはプロイセンを継受するが、そうでない 規定もみうけられる。

- 1. 万世一系の天皇による統治(1条)→「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇 之ヲ統治ス」。プロイセンにはない規定である。
- 2. 皇男子孫による皇位の継承(2条)→「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ 依り皇男子孫之ヲ継承ス」。プロイセン53条に当たるが、規定は簡略化さ れ、プロイセンの「長子相続及び男系直系相続の権利に基づき」は省略され

ている。

- 3. 天皇の神聖・不可侵 (3条) → 「天皇ハ神聖ニシテ侵スへカラス」。プロイセン 43条に該当する。但し、既にみたように、プロイセンでは、国王の一身の不可侵で、「神聖」はない。
- 4. 国の元首、統治権の総攬(4条)→「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ 総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」。プロイセンにはない規定である。

続いて一連の天皇の権能(大権)が規定されている(以下の5~16)。

- 5. 帝国議会の協賛を以てする立法権の行使 (5条) →「天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」(独語訳 ⁴⁸⁾ では、Der Kaiser übt die gesetzgebende Gewalt unter der Zustimmung des Reichstages aus.)。プロイセン 62条1項に当たるが、プロイセンでは「第5編 議会」の冒頭に位置し、国王と二つの議院により「共同して行使される」(gemeinschaftlich durch den König und durch zwei Kammern ausgeübt)。
- 6. 法律の裁可、その公布・執行(6条)→「天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス」。プロイセン45条3文に該当する。但し、プロイセンでは、「裁可」の規定はなく、また「法律の公布を命じ、その執行のために必要な命令を発する」となっている。
- 7. 帝国議会の召集・開会閉会停会、衆議院の解散 (7条) →「天皇ハ帝国議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス」。プロイセンの 51条 (両議院の召集・閉会、両議院または一議院の解散) と 52条 (両議院の停会) に当たる。但し、停会の条件 (停会は 30日を超えられず、同じ会期間は繰り返されてはならない) は規定上は継承されていない。なお、帝国議会の召集等については、「第3章帝国議会」においてその詳細が規定されている(この規定の仕方は部分的にプロイセン 76条 (両議院の召集)と 77条 (両議院の開会・閉会・停会)を継受するものである。両規定は「第5編両議院」の下にある)。常会につき「帝国議会ハ毎年之ヲ召集ス」(41条)。

会期につき「帝国議会ハ三箇月ヲ以テ会期トス必要アル場合ニ於テハ勅命 ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ | (42条、三筒月の会期とこの延長につい てはプロイセンにはない)。臨時会につき「臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ 常会ノ外臨時会ヲ召集スヘシ|(43条1項)、「臨時会ノ会期ヲ定ムルハ勅命 ニ依ル」(43条2項)。両院同時の開会等につき「帝国議会ノ開会閉会会期 ノ延長及停会ハ両院同時ニ之ヲ行フヘシ | (44条1項)、「衆議院解散ヲ命セ ラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停会セラルヘシ」(44条2項)。衆議院解散 後の選挙、召集につき「衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ 議員を選挙セシメ解散ノ日ヨリ5箇月(西岡注、プロイセンでは90日(51 条)) 以内ニ之ヲ召集スヘシ | (45条) とされている。

- 8. 緊急勅令の制定(8条)→「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄 ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令 ヲ発ス | (8条1項)。「此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出スヘシ若 議会ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布ス ヘシ」(8条2項)。表現は多少異なるが、プロイセン 63条(「第5編 両議 院 に位置する)に当たる。
- 9. 執行命令・独立命令の発布(9条)→「天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又 ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ 又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス」。 執行命令につい てはプロイセン 45 条 3 文(国王は、法律の公布を命じ、「その執行のために 必要な命令を発する」) を継承する。但し、独立命令に該当する規定はプロ イセンにはない。
- 10. 行政各部の官制及び文武官の俸給の決定・任免(10条)→「天皇ハ行 政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但し此ノ憲法又ハ他ノ 法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル」。プロイセン 47 条に当た る。但し、この規定よりも詳細である(官制、俸給にも言及)。

- 11. 陸海軍の統帥 (11 条) → 「天皇ハ陸海軍ヲ総帥ス」。 プロイセン 46 条 に当たる。
- 12. 陸海軍の編成・常備兵額の決定(12条)→「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」。プロイセンには、これに該当する規定はない。
- 13. 宣戦、講和・条約の締結(13条)→「天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般 ノ条約ヲ締結ス」。プロイセン 48 条に該当する。但し、一定の条約の議会の 承認は継受されていない。
- 14. 戒厳の宣告(14条)→「天皇ハ戒厳ヲ宣告ス」(14条1項)。「戒厳ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」(14条2項)。プロイセンには、戒厳の宣告に関する明示的な規定はないが、111条(「一般規定」の最後に位置する)はその存在を示唆するものであろう。111条は次のようにいう、「戦争または暴動の場合で、公安に対する差し迫った危険があるときは、憲法5条(西岡注、人身の自由)、6条(同上、住居の不可侵)、7条(同上、裁判を受ける権利)、27条(同上、意見表明・出版の自由、検閲の禁止)、28条(同上、具象的表現により犯された罪の一般刑法による処罰)、29条(同上、集会の自由)、30条(同上、結社の自由)及び36条(同上、武装力行使の要件)は、一時的に、かつ場所を限って、その効力を停止することができる。詳細は、法律で定める」。なお、この規定と直結する日本のそれは31条(「本章(西岡注、「第2章臣民権利義務」)ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシー)であろう。
- 15. 爵位勲章・その他の栄典の授与(15条) \rightarrow 「天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ栄典ヲ授与ス」。プロイセン 50条 1 項に当たる。ここにいう「特権と結びつかない」は継承されていない。
- 16. 大赦特赦減刑・復権の決定(16条)→「天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス」。プロイセン 49条1項に該当する。プロイセンにいう「恩赦権及び減刑権」が敷衍されている。

17. 摂政(17条)→「摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル」(17条1 項)。「摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ | (17条2項)。摂政についての規 定のすべてを皇室典範に委ねている。プロイセンでは56条(成年の男系親 族による摂政の引受け)、57条(成年の男系親族不在の場合の摂政選任)、 58条(摂政の権限と宣誓)の3箇条にわたって摂政職につき詳細な規定を 置いている。

以上要約すれば、万世一系の天皇による統治→皇男子孫による皇位の継承 →天皇の神聖・不可侵→国の元首、統治権の総攬→天皇の諸権能→摂政とい う構成をとる。

大臣規定(正確には、「大臣及び枢密顧問 | 規定)は2箇条である(枢密 顧問の規定は日本のみ)(資料・表3参照)。

- 1. 国務各大臣の天皇の輔弼とその責任、法律勅令その他国務に関する詔 勅の国務大臣による副署(55条)→「国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ 任ス | (55 条 1 項)。「凡テ法律勅令其ノ他国務ニ関ル詔勅ハ国務大臣ノ副署 ヲ要ス | (55 条 2 項)。大臣の助言と責任、副署を規定する。プロイセン 44 条を継承するが、ここには「天皇ヲ輔弼シ」に当たる文言はない。なお、プ ロイセン44条は大臣規定ではなく、国王規定に位置する。プロイセンの大 臣規定は、以上にみたように、大臣の各議院への出席、質問に対する応答、 各議院の大臣出席の要求等(60条)、及び大臣の訴追(61条)を規定する。 日本の場合、大臣の各議院への出席・発言(54条)は「第3章 帝国議 会 | に位置する。大臣の訴追・弾劾制度に関連する規定は置かれていない。 この制度は継承されていないのである490。
- 2. 枢密顧問による重要の国務の審議(56条)→「枢密顧問ハ枢密院官制 ノテムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応へ重要ノ国務ヲ審議ス |。これに該当する 規定はプロイセンにはみられない。

ところで、国務各大臣の輔弼とその責任につき、法学協会の註解は、「こ

れは一応、大臣責任制を導入し、立憲君主制を採用するものということができよう」、しかし「そこには、旧憲法特有の独自性・例外・留保が数多くつきまとっていた」とし、「そのうちいくつかは、責任政治の原則そのものを否定し去りうるほど大きな例外であった」とする 500。そして、その「例外」として次の諸点を指摘する 510。

第1に、天皇の神聖不可侵規定は、立憲君主制における君主の無答責以上 を意味するものとされ、天皇が現御神であることを現す趣旨であると解され た。

第2に、天皇は、主権者にして統治権の総攬者であることから、最高絶対の大権をもつ。ただこれを行使するには、国務大臣の進言に基づくことを必要とするにすぎず、その進言を受け入れるかどうかは、天皇の意思にかかっていた。すなわち、統治権行使の主体は天皇であり、国務大臣はその意思決定の補助者にとどまったのである。

第3に、天皇は法上はその輔弼機関を自由に任免し得た。すなわち、国務 各大臣は天皇の信任に基づいてその地位にあるものとされた。

第4に、国務大臣の大権に対する輔弼と責任は、内閣の連帯的なものでは なく、個別的なものとされた。「国務各大臣」とあるのはその趣旨であると 解された。

第5に、国務大臣の責任は、議会に対するものとしては確立されていなかった。憲法義解は「憲法既に大臣の任免を以て君主の大権に属したり。其の大臣責任の裁制を以て之を議院に属せざるは固より当然の結果とす」としていた 520。これについては、「おわりに」で改めて触れる。

第6に、大臣輔弼の原則はその妥当範囲において著しく限定的なものとされた。すなわち国務大臣の輔弼は大権のすべてに及ばず、宮務大権(皇室大権)、統帥大権、栄典大権、祭祀大権等はその輔弼の範囲外とされた。

第7に、それらの例外を除去した狭義の国務大権に関しても、国務大臣の

みが輔弼に当たるのではなく、これと競合して他の輔弼機関が存在した(内 大臣、枢密顧問等)。

- 48) http://www.verfassungen.net/jp/verf89-i.htm.
- 49) 前掲注 37) 106 頁註 (17)。
- 50) 前掲注37)90頁。
- 51) 前掲注37)90-93頁。
- 52) 伊藤博文著・宮沢俊義校註『憲法義解』(岩波文庫、1940年) 87頁 (旧字体は新字体 に改めた (以下、同様))。

おわりに

各憲法の君主規定及び大臣規定は以上の通りである。ここにおいて各規定の比較を通して明治憲法の関連規定の意義・特質・問題点を検討して置く。

(1) 明治憲法には告文、憲法発布勅語、上論が付され、これらの規定において天皇主権原理、神勅主権のイデオロギー(君権神授思想)が端的に表明されている。法学協会の註解のいうように、明治憲法は「その基本的組織原理として君主主権主義をとっていた。そのことは上論並びに第1条第4条に明示されている通りである。しかもその主権は、神勅に基づいて君主に与えられたものと解されていた」のである⁵³⁾。このような規定の仕方は1814年フランス憲章やプロイセン憲法を想起させる。14年憲章はその前文において王権神授のイデオロギーを表明している⁵⁴⁾。また、プロイセンも「君主主権を採用し、神の恩寵による君主を宣言し」ている⁵⁵⁾。ちなみに、その前文で「神の恩寵によりプロイセンなどの王、朕フリードリヒ・ヴィルヘルムは」「朕は…この憲法を両議院と合意の上で最終的に確定した」「ことを告知せしめる」としているのである。

- (2) 各憲法の君主規定の冒頭にいかなる規定が置かれているのであろうか。フランスでは、国王の一身の不可侵・神聖が謳われ、大臣の責任、執行権の国王への帰属が規定されている(12条)。ベルギーの場合、その独立後、憲法で新たに君主制を採用したこともあってか、国王の憲法上の権限の、その直系、実系かつ嫡系の男系の男子孫による継承が先ず規定されている(60条)。プロイセンでは、ほぼフランスと同じく、国王の一身の不可侵(但し、フランスの「神聖」は継承されていない)を規定する(43条)。日本においては、憲法の正に冒頭、1条に万世一系の天皇による統治が規定されている。この規定は、上論にいう「万世一系ノ帝位」(1段)、「国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ」(2段)を承けていると思われるが、各憲法にはみられないものである。学説において、1条に定める原則は憲法の核心をなすもので、憲法改正の限界をなすと解されていた。56。
- (3) 王位の継承(世襲)につき、フランスでは憲章自体には規定されていない。ベルギーの場合、直系、実系かつ嫡系の男子の男子孫による長子継承法の順序による継承(60条)、プロイセンにおいては王室法により長子相続及び男系直系相続の権利に基づく王室の男系の世襲(53条)が定められている。日本では1条の「万世一系」を承けて2条において皇位の皇男子孫による継承のみが規定され、それ以外のルールはすべて議会の関与しない皇室典範に委ねている。なお、男子孫による継承は当時の憲法原則・国際水準である。
- (4) 君主の不可侵・神聖(あるいは神聖・不可侵)につき、フランスでは、国王の一身の不可侵性・神聖が定められている(12条1文)。ベルギー、プロイセンにおいては「国王の一身の不可侵」(それぞれ63条、43条)のみが規定され、「神聖」は継承されていない。これにつき、法学協会の註解は次のようにいう、「明確に人民主権主義をとる1831年のベルギー

憲法及び3月革命を経過した1850年のプロイセン憲法等は君主神聖性の規 定を欠いていた⁵⁷⁾。日本の場合、フランスに倣って天皇の神聖・不可侵 を定める(3条、但し、「一身の」または「身体の」は、これを継受してい ない)。君主を不可侵のみならず、神聖と規定することは、比較憲法史的に は、フランス 1814 年憲章に始まるとされ、この憲章は「大革命の思想を排 斥して、王権の基礎は神の意思にもとづくものとし、『国王の一身は不可侵 且つ神聖である。』…(13条)と定めた。それが1810年代の王政復古期の ドイツ諸邦の憲法、1830年のフランスブルジョア王政憲法(西岡注、1830 年憲章)、1848年のイタリア憲法等に模倣されたのである⁵⁸⁾」。さらに、日 本の場合、学説によっては、「神聖」なる言葉は「神道的観念を内包するも として用いられた⁵⁹⁾」。すなわち、「天皇が神の子孫として神格を有する一 現御神である―ことを現す趣旨である | とされたのである ⁶⁰⁾。

さて、各憲法は、「国王の一身の不可侵」に引き続き、これと表裏一体を なす大臣の責任(大臣助言・責任制)を規定する(フランス12条2文、ベ ルギー63条、プロイセン44条)。さらにフランス、プロイセンでは執行権 の国王への帰属規定がそれに続いている(それぞれ12条3文、45条1文。 なお、ベルギーでは執行権の国王への帰属規定(29条)は「第3編権力」 の総則的規定の個所に位置する)。日本では、大臣の責任は、「不可侵」規定 に連続せず、「第4章 国務大臣及枢密顧問」に位置する(55条1項)。日本 の大臣・枢密顧問条項は、各憲法の大臣条項とは異なる構成をとっており、 そのため大臣との関連で、大臣の責任・副署規定をここに置いたのであろ う。

(5) 日本では、天皇の神聖・不可侵規定に続いて、天皇の元首、統治権 の総攬、この憲法の条規によるその行使が規定されている(4条)。元首に ついては、フランス、ベルギーでも国王の元首を定める(それぞれ13条1 項、62条1項)。プロイセンでは特に元首規定を置いていないが、国王=元

首は当然の前提であろう(ベルギーの、両議院の同意を以てする「他国の 元首 | 就任規定(62条1項)をプロイセンは「他国の君主 | (55条)と表現 を換えて継承しているが、君主=元首という考えが前提にあるとみてよい であろう)。以上のように、執行権の国王への帰属規定は、各憲法にみられ るが(フランス12条、ベルギー29条、プロイセン45条1項)、日本では 継承されず、「統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」(「統治権ヲ 総攬シ」はドイツ語訳 61) では、Inhaber der Staatsgewalt)という独自の表 現となっている。この「統治権ヲ総攬シ」という表現は、市村光恵によれ ば、「ドイツ語ノ vereinigt in sich alle Rechte der Staatsgewalt ノ文字」に 由来する 62)。法学協会の註解は、明治憲法 4 条のモデルとして 1818 年バイ エルン憲法の次の規定を挙げている⁶³⁾。すなわち「国王は国の元首であっ て、すべての国家権力を一身に掌握し(vereiniget in sich alle Rechte der Staatsgewalt)、これをこの欽定憲法において確定された定めに従って行使 する ⁶⁴⁾ | (2 章 1 条 1 項)。「統治権の総攬 | は天皇主権原理につながるもの で、執行権の帰属は当然に含意されているのであろう 650。日本の場合、天 皇主権→天皇の統治権の総攬→執行権の天皇への帰属、帝国議会の協賛を以 てする立法権の行使、天皇の名における裁判所の司法権の行使という図式が 成り立つ。

(6) 立法権の行使につき、各憲法は君主と議院の立法権の「共同的行使」を規定する(フランス 14条、ベルギー 26条、プロイセン 62条 1 項)。これに対し、日本では、立法権行使の主体は天皇で、帝国議会はその行使に「協賛」するとされている(5条)。立法権の共同的行使との関連で各憲法は国王と各議院の法律提案権を明記する(フランス 15条 2 項、ベルギー 27条 1 項、プロイセン 64条 1 項)。日本では、「両議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得」(38条)とする。憲法義解によれば、「立法は天皇の大権に属し、而して之を行ふは必ず議会の協賛に依る。

天皇は内閣をして起草せしめ、或は議会の提案に由り、両院の同意を経るの 後之を裁可して始めて法律を成す。故に至尊は独り行政の中極たるのみなら ず、又立法の淵源たり 66)」。かくして、天皇の法律提案権は「政府」の提出 する法律案に含意されている。また行政はいうまでもなく、立法も天皇の大 権に属するものであることが強調されているのである。さらに憲法義解は付 記して「之を欧州に参考するに、百年以来偏理の論一たび時変と投合し、立 法の事を以て主として議会の権に帰し、或は法律を以て上下の約束とし、君 民共同の事とするの重点に傾向したるは、要するに主権統一の大儀を誤る者 たることを免れず。…立法の大権は固より天皇の總ぶる所にして、議会は乃 ち協翼参賛の任に居る | という 67)。要するに、天皇主権を前提に、立法権 の天皇への帰属が指摘されているのである。

(7) 法律の裁可・公布及びその執行に関連して、まず、君主の法律の裁 可・公布は各憲法に共通であるが、それらの規定の仕方は異なる。フラン スとベルギーでは、「法律の裁可及び公布」と「法律の執行のために必要な 規則及び命令の発布 | はそれぞれ別個に規定され(フランス 18 条・13 条 2 項、ベルギー69条・67条)、さらに法律の停止と法律の執行の免除の禁止 が追加されている(フランス13条2項、ベルギー67条)。プロイセンの場 合、法律の公布は規定されているが、「裁可」は明記されず(但し、64条2 項で議院の一または国王により否決された法律案の同一会期中再提出の禁止 (一事不再理)が規定されている。ここにいう「国王により否決された」は 不裁可を意味していると解されよう ⁶⁸⁾)、法律の公布に続いて、その執行の ために必要な命令の発布が規定されている(45条3文)。日本では、法律の 裁可⁶⁹⁾、その公布に続いて、執行の命令(「執行ヲ命ス」)が規定されてい る(6条)。そして執行命令については、独立命令と共に別の条項で定めら れている(9条)。この6条の「執行ヲ命ス」につき、市村光恵はプロイセ ン 45 条を「誤解 | せるものという ⁷⁰⁾。プロイセン 45 条 3 文は「法律の公 布を命じ、その執行に必要な命令を発する」とするが、この最後の規定は法律の執行に必要な命令、すなわち明治憲法9条にいう執行命令の意味で、法律の執行を命ずるものではない。「然ラハ其執行ヲ命スト謂ヘル文字ハ冗文ナリ何トナレハ法律ニハ執行ヲ命スル必要ナク而シテ法律ノ執行ニ必要ナル命令ヲ発スルコトハ別ニ憲法第9条ニ之ヲ規定シタレハナリ⁷¹」とする。

- (8) 議会の召集・開会・閉会・停会及び議院の解散につき、これらは各 憲法において君主の権能とされている(フランス 42 条、ベルギー 70 条・ 72条、プロイセン 51条・52条、日本7条。もっとも、フランスでは開会閉 会について、プロイセンでは開会についての規定は置かれていない)。フラ ンスと日本は下院(それぞれ代議院、衆議院)のみの解散である(フラン ス42条、日本7条)。これに対し、ベルギーとプロイセンでは上院(それぞ れ元老院、第一院(貴族院))の解散も認められているで20(ベルギー71条、 プロイセン 51 条)。日本の場合、衆議院の解散や停会について規定上条件が 付されていないが(但し、衆議院の解散につき、「帝国議会」の個所で、解 散の日より 5 筒月以内の召集(45 条)を規定する。「5 筒月以内 | は各憲法 にあって最長である)、代議院の解散につきフランスでは3筒月以内の新代 議院の召集(42条)、ベルギーでは40日以内の選挙人の招集と2筒月以内 の両議院の召集(71条)、プロイセンでは60日以内の選挙人の招集と90日 以内の両議院の召集(51条)、停会につきベルギーでは1月の期間を超え得 ず、両議院の同意なしには同一会期中に再び行うことの禁止が規定され(72 条)、これをプロイセンが継承している(52条)。これらは国王の権能の恣 意的行使を阻止する趣旨であろう。衆議院の解散につき、憲法義解は「更に 新選の議院に向て輿論の属する所を問ふ所以なり 73) とする。
- (9) 緊急命令については、フランスとベルギーには該当する規定はないが、プロイセンと日本にその規定がみられる。プロイセンの場合、「公安の維持あるいは異常な緊急状態の排除が差し迫って必要な場合にのみ、議会が

召集されていない限りで、大臣全体の責任において、憲法に違反しない命 令が法律の効力を以て公布される。但し、この命令は、議会の直近の会議に 承認のために直ちに提出されなければならない」(63条)とする。これを継 承して、日本では「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急 ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス」(8条 1項)とされ、「此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出スヘシ若議会ニ 於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ」 (同条2項) としている。両者の規定を比較した場合、ほぼ同趣旨の規定で はあるが、プロイセンの「憲法に違反しない命令」が日本では「法律ニ代ル ヘキ勅令 | に改められている 74)。またプロイセンの「大臣全体の責任にお いて一が日本では継承されていない。

(10) 執行命令と独立命令につき、執行命令は、以上のように各憲法に共 通であるが、独立命令(「公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル 為二必要ナル命令 | (日本 9 条)) は、各憲法にはなく、日本独自である ⁷⁵⁾。 この点に関連して、市村光恵は、独立命令とは法律の特別の委任を要せず して発する命令をいうとした上で、憲法において君主の独立命令権を規定 していない国においては君主がこのような命令を発し得るかどうかにつき 論争があるが、日本では9条に明文を設けているが故にわが国法上この点 については議論の余地なしとする。また、ドイツにおいては君主の独立命 令権を認めたる憲法の規定なきが故に独立命令については議論があると指 摘している⁷⁶⁾。独立命令について、憲法義解は、欧州の憲法を非難して次 のコメントを付している⁷⁷⁾。「之を欧州に参考するに、命令の区域を論ずる 者其の主義一ならず。…仏国・白国(西岡注、ベルギー)の憲法は命令の区 域を以て専ら法律を執行するに止め、而して普国(西岡注、プロイセン)… の憲法亦之に模倣したるは、君主行政の大権を狭局の範囲の内に制限するの 謬見たることを免れず。蓋し所謂行政は固より法律の條則を執行するに止ま

らず。何となれば、法律は普通準縄の為に其の大則を定るの能力ありて、而して萬殊事物の活動に対し逐一に其の権宜を指示すること能はざるは、宛も一個人の予定せる心志は以て行動の方響を指導すべしと雖も、変化窮りなきの事緒に順応して其の機宜を競らざるは、又必ず臨時の思慮を要するが如し。若行政にして法律を執行するの限閾を止まらしめば、国家は法律の曠闕なる地に於ては其の当然の職を尽くすに由なからむとす。故に命令は独り執行の作用に止まらずして、又時宜の必要に応じ、其の固有の意思を発動することある者なり。

- (11) 任免権につき、各憲法とも規定を設けている。その表現はさまざまである。フランス→行政官の任命(13条2項)、ベルギー→大臣の任免(65条)、軍隊における階級の授与、一般行政官と外交官の任命、法律の明示の規定による他の官吏の任命(66条)、プロイセン→大臣の任免(45条)、軍並びに国務の他の部分の官職の任命(47条)。これに対し、日本では、行政各部の官制及び文武官の俸給の決定に続いて、文武官の任免(但し、憲法または法律に特例を掲げたるものは各々その条項に依る)を規定する(10条)。これは学説において「官制大権」または「官制及び任官大権」と称されていたものである⁷⁸⁾。これにつき憲法義解は「至尊は建国の必要に依り、行政各部の官局を設置し、其の適当なる組織及職権を定め、文武の材能を任用し、及之を罷免するの大権を執る」とし、「官を分ち職を設くること既に王者の大権に属するときは俸禄を給与すること亦従て之に附属すべきなり」とする⁷⁹⁾。
- (12) 陸海軍の指揮(統帥) につき、各憲法ともこれを定める(フランス13条2項、ベルギー66条1項、プロイセン46条)。日本の場合、陸海軍の統帥(統帥大権)(「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」(11条)) に加えて、陸海軍の編制及び常備兵額の決定(編制大権)(「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」(12条)) を天皇の大権としている。統帥大権につき、憲法義解は「本

条は兵馬の統一は至尊の大権にして、専ら帷幄の大令に属することを示すな り 80) | とする。統帥大権は国務上の大権と区別され、国務上の大権が国務 大臣の輔弼する所であるのに対し統帥大権は事実上の慣習と実際の必要と に基づき国務上の大権と区別せられ、国務大臣の職務外にあるものとされた のである⁸¹⁾。このように、プロイセン(既にみたように、国家の慣行とし て、軍の指揮権の諸行為は大臣の副署義務及び責任から除外されていた) に倣い、憲法以前からの慣習に従い、別に明文の根拠もなしに、軍の統帥 は政府の職責の外に置かれ、軍は政府に対して独立の地位を有するものと された⁸²⁾。これがいわゆる「統帥権の独立⁸³⁾」で、陸海軍大臣武官制⁸⁴⁾と 相まって、軍が政治に介入し、アジア・太平洋戦争に至った法制上の原因 の一つとなったのである⁸⁵⁾。これに対し「宣戦講和出兵戒厳ノ宣告、陸海 軍ノ編制常備兵額ノ決定等ハ何レモ国務に属シ国務大臣ノ輔弼スル所デア ル 861 | とされた。この編制大権につき、憲法義解は「此れ固より責任大臣 ノ輔翼に依ると雖、亦帷幄の軍令と均く、至尊の大権に属すべくして、而し て議会の干渉を類たざるべきなり 87)」とする。要するに、議会の民主的な 統制外に置こうとしたのである。また憲法義解によれば「常備兵額を定む と謂ふときは毎年の徴員を定むること亦其の中に在るなり 881 としている が、憲法「義解稿本にはなほ『欧州諸国に於て平時の兵員は毎年国会の議を 経るを以て法とするが如きは我が憲法の取らざる所なり』云云と『附記』さ れてゐた⁸⁹⁾ | のである。

ところで、軍隊に関しては、フランスでは、徴兵は廃止され、陸海軍の募 集の方法は法律によって定められる(11条)。また、外国の軍隊は法律によ る以外は、国の役務に就くことはできない(13条3項)。ベルギーの場合、 軍隊の徴募の方法は法律で定めるとし、軍人の昇級、権利及び義務も同じ く法律で規律される(118条)。軍隊徴募の定数は毎年議決され、徴募定数 を定める法律は、更新されない限り、1年間しか効力を有しない(120条)。

さらに、憲兵の組織と権限(120条)、外国軍隊の国の勤務への就任、領土の占領及び通過(121条)、民兵の組織(122条)、民兵の動員(123条)、軍人の階級、栄誉及び恩給の剥奪(124条)についても法律によることが規定されている。このように、ベルギーでは、軍に関連して議会の関与、議会による民主的統制が広範に認められているのである。プロイセンでは、兵役義務の範囲及び種類は法律がこれを定める(34条)。戦時には、国王は法律に従って国民軍を召集することができる(35条2項)。さらに「武装力は内乱の鎮圧、及び法律の執行のために、法律で定められた場合及び形式で、かつ文官の官庁の要請に基づいてのみ用いられ得る。文官の官庁の要請については法律が例外を定めなければならない」(36条)。日本の場合、プロイセンの以上の規定は、継承されていない。

(13) 宣戦講和、条約の締結について、各憲法はいずれも君主の権能としている(フランス 13条1項、ベルギー68条1項、プロイセン48条)。但し、議会の関与につき、ベルギーは通商条約、国に負担をかけ、もしくは国民を個人的に拘束する条約に関して議会の同意を必要としている(68条2項)。この規定をプロイセンはそのまま継承している(48条)。日本の場合、その規定を継受せず、議会の関与を規定しないフランスの方式を採用し、「天皇ハ戦ヲ宣シ和を講シ諸般ノ条約ヲ締結ス」(13条)とする。ここでもまた、天皇の大権に対する議会の民主的統制を排除しているのである。ベルギーとプロイセンでは、領土の境界の変更につき法律によってのみこれをなし得るとする(それぞれ68条3項、2条)が、この規定も日本は継承していない。憲法義解は「外国と交戦を宣告し、和親を講盟し、及条約を締結するの事は総て至尊の大権に属し、議会の参賛を假らず。此れ一は君主は外国に対し国家を代表する主権の統一を欲し、二は和戦及条約の事は専ら時機に応じ籌謀敏速なるを尚ぶに由るなり 900」とし、また「今日国際法に於て、慶弔の親書を除く外、各国交際条約の事総で皆執政大臣を経由するは列

国の是認する所なり。本条の掲ぐる所は専ら議会の關渉に由らずして天皇その大臣の輔翼に依り外交事務を行ふを謂うなり⁹¹⁾」とする。

- (14) 戒厳の宣告につき、各憲法は規定を設けていないが(但し、プロイセンでは、戒厳の宣告に関する規定は置かれていないが、武装力が内乱の鎮圧のために用いられる旨の規定(36条)及び非常事態の際の憲法の一部停止に関する規定は存在する(111条))、日本では天皇の大権とされ(「天皇ハ戒厳ヲ宣告ス」(14条1項))、「戒厳ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」(14条2項)として、ここでは議会の関与が認められている⁹²⁾。憲法義解は次のようにいう⁹³⁾、「戒厳は外敵内変の時機に臨み、常法を停止し、司法及行政の一部を挙げて之を軍事処分に委ぬる者なり。本条は戒厳の要件及効力を以て法律の定むる所とし、其の法律の条項に準拠して時に臨て之を宣告し又は其の宣告を解くは之を至尊の大権に帰したり」。
- (15) 爵位、勲章その他の栄典の授与につき、フランスは「貴族院」の個所で、国王による貴族の任命、貴族の位の変更等を定める(23条)。また、「国家によって保障される特別の権利」の個所で「国王は任意に貴族をつくる。但し、国王は、彼らに地位と名誉だけを与え、租税と社会の義務のいかなる免除もしない」(62条3文・4文)とし、貴族の称号には特権が伴わないことを明らかにしている。さらに、当該個所に「レジョン・ド・ヌール勲章は維持される。国王は内規と授勲を決定する」(63条)との規定がみられる。ベルギーでは国王の特権を伴わない貴族の称号授与権(75条)、法律の規定に従う軍事勲章の授与(76条)を規定し、プロイセンでは勲章、その他の特権と結びつかない表彰の授与(50条1項)を規定する。日本では爵位勲章及びその他の栄典の授与を定める(15条)。ベルギー、プロイセンにいう「特権を伴わない」または「特権と結びつかない」は継承されていない。憲法義解は次のようにコメントする 941、「至尊は栄誉の源泉なり。蓋し功を賞し労に酬い、及卓行善挙を表彰し、顕栄の品位・記章及殊典を授与す

るは専ら至尊の大権に属す。而して臣子の窃弄を容さざる所なり」。

- (16) 恩赦権について、各憲法とも規定を置いている。フランスは「司法組織」の個所で国王の恩赦及び減刑の権利(58条)を定める。ベルギーでは国王の刑罰の免除または軽減の権利、大臣につき別段の定めある場合の例外を規定する(73条)。プロイセンは国王の恩赦権及び減刑の権利、職務上の行為故に有罪となった大臣に対するその権利行使の要件(49条)を定める。日本では天皇の大赦特赦減刑及び復権の決定(16条)を規定し、大臣に対する恩赦権行使については、特に言及されていない。これは大臣の弾劾制度を継承しなかったためであろう。
- (17) 摂政の設置につき、フランスは別として、各憲法に規定されてい る。ベルギー、プロイセンともに詳細な規定を設けて、議会の一定の関与を 認めている(ベルギー 81 条・82 条、プロイセン 56 条・57 条・58 条)。こ れに対し、日本では議会の関与規定は継承されず、摂政の設置に関する事項 はすべて議会の関与しない皇室典範に委ねられている(17条)。ここでも議 会による民主的統制が排除されているのである。これにつき憲法義解は次の ようにいう ⁹⁵⁾、「摂政を置くは皇室の家法に依る。摂政にして王者の大権を 総攬するは事国権に係る。故に、後者は之を憲法に掲げ、前者は皇室典範の 定る所に依る。蓋し摂政を置くの当否を定むるは専ら皇室に属すべくして、 而して臣民の容議する所に非ず。…彼の或国に於て両院を召集し両院合会し て摂政を設くるの必要を議決することを憲法に掲ぐるが如きは、皇室の大事 を以て民議の多数に委ね、皇統の尊厳を干瀆するの漸を啓く者に近し。本條 摂政を置くの要件を皇室典範に譲り之を憲法に載せざるは、蓋し専ら国体を 重んじ、微を防ぎ、漸を慎むなり」。そこにいう「或国」とは、義解稿本で 1850 年プロイセン憲法 56・57 条が引かれていたのである ⁹⁶⁾。なお、日本の 場合、摂政を置くの間憲法及皇室典範の変更の禁止を定める(75条)。これ に関連する規定はベルギーにみられ、摂政職の間の憲法変更は禁止される

(84条)。

以上のように、各憲法における国王の権能は日本の天皇の権能としてほぼ継承されている。憲法上明記されている国王の権能で天皇の権能として明文で挙げられていないのはベルギー、プロイセンにおける「法律に基づく貨幣鋳造権」(それぞれ74条、50条2項)である。貨幣鋳造権は天皇の大権から除外されているのであろうか。これにつき憲法義解は次のようにコメントする 97)、「抑、元首の大権は憲法の正條を以て之を制限するの外及ばざる所なきこと宛も太陽の光線の遮蔽の外に映射せざる所なきが如し。此れ固より逐節叙列するを待ちて始めて存立する者に非ず。而して憲法の掲ぐる所は既に其の大綱を挙げ、又其の節目中の要領なる者を羅列して以て標準を示すに過ぎざるのみ。故に鋳幣の権、度量を定むるの権の如きは一々之を詳にするに及ばず。其の之を略するは即ち之を包括する所以なり」。この解釈はベルギーの「国王は、この憲法及びこれに基づいて制定される特別の法律が明文を以て付与する権能のみを有する」(78条)との考え方と正に対蹠的である。

(18) 日本の大臣・枢密顧問条項について、その独自性については既に触れた。各憲法の大臣条項は大臣の弾劾制度を規定する(フランス 47条、ベルギー 90条、プロイセン 61条)。これに対し、日本の場合、大臣の弾劾制度を継承せず、国務各大臣の天皇輔弼とその責任(55条1項)、法律勅令その他国務に関わる詔勅の国務大臣の副署の必要(55条2項)を規定する。

大臣の責任につき憲法義解は詳細な比較憲法的な考察を加えた上で日本のとるべき解釈を明らかにする。まず「欧州の学者大臣の責任を論ずる者其の説一ならずして、各国の制度亦各々趣を異にす」とし、その制度の類型を紹介する 980。そこで、憲法義解は、「総て之を論ずるに、憲法上の疑義にして未だ一定の論決を経ざること、未だ大臣責任の條より甚だしきはあらざるなり」と指摘し、次の解釈論を展開する 990。「大臣の責は其の執る所の政務に

属す。而して刑事の責に非ざるなり。故に大臣その職を赞るときは、其の責を裁制する者専ら一国の主権者に属せざるべからず。唯之を任ずる者能之を黜くべし。大臣を任じ又之を黜け又之を懲罰する者、人主に非ずして孰か敢て之に預らむ乎。憲法既に大臣の任免を以て君主の大権に属したり。其の大臣責任の裁制を以て之を議院に属せざるは固より当然の結果とす。但し、議員は質問に由り公衆の前に大臣の答弁を求むることを得べく、議院は君主に奏上して意見を悼疏することを得べく、而して君主の材能を器用するは憲法上其の任意に属すと雖、衆心の嚮ふ所は亦其の採酌の一に洩れざること知るべきときは、此れ亦間接に大臣の責を問ふ者と謂ふことを得べし」。

かような観点から、憲法義解は大臣の責任につき次のように結論づける。

①「大臣は其の固有職務なる輔弼の責に任ず。而して君主に代り責に任ずるに非ざるなり」。②「大臣は君主に対し直接に責任を負ひ、又人民に対し間接に責任を負ふ者なり」。③「大臣の責を裁判する者は君主にして人民に非ざるなり。何となれば、君主は国の主権を有すればなり」。④「大臣の責任は政務上の責にして、刑事及民事の責と相関渉することなく、又相牴触し及乗除することなかるべきなり。而して刑事・民事の訴は之を通常裁判所に付し、行政職務の訴は之を行政裁判所に付すべきの外、政事責任は君主に由り懲罰の処分に付せらるべきなり」。要するに、議会の関与する大臣弾劾制度を排除しているのである。ここでも議会の民主的統制が意図的に退けられている。さらに憲法義解は、君主に対する大臣の責任は連帯の責任ではなく、個別の責任であるとする 1000 。

大臣の副署につき、憲法義解は次のように解する¹⁰¹⁾。「大臣の副署は…二様の効果を生ず。一に、法律勅令及其の他国事に係る詔勅は大臣の副署に依て始めて実施の力を得。大臣の副署なき者は従て詔命の効なく、外に付して宣下するも所司の官吏これを奉行することを得ざるなり。二に、大臣の副署は大臣担当の権と責任の義を表示する者なり」。

(19) 枢密顧問については、日本のみがその規定を有し(56条)、各憲法にはみられない。憲法義解は次のようにいう 102)、「天皇は既に内閣に倚て以て行政の接務を総持し、又枢密顧問を設けて以て詢謀の府とし、聡明を裨補して偏聴なきを期せむとす。蓋し内閣大臣は内外の局に当り、敏給捷活以て事機に応ず。而して優裕静暇、思を潜め、慮を凝し、之を今古に考へ、之を学理に照し、永図を籌畫し、制作に従事するに至ては、別に専局を設け、練達学識其の人を得て之に倚任せざるべからず。此れ乃ち他の人事と均く、一般の常則に従ひ、二種の要素各々其の業を分つなり。…但し、枢密顧問は至尊の諮詢あるを待て始めて審議することを得。而して其の意見の採択は亦皆一に至尊の聖裁に由るのみ。…枢密顧問の職守は可否を献替し、必ず忠誠を以てし、隠避する所なく、而して審議の事は細大となく至尊の特別の許可を得るに非ざれば之を公礼することを得ず。…」。「義解稿本ではここで『英国の旧例枢密院顧問の職に任ずる者』のなすべき宣誓の『誓条』が『附記』されてゐた 103)」。この点からみて英国の枢密院顧問が先例とされていたことが推測されよう。

以上のように、明治憲法の天皇・大臣規定は、天皇主権原理を前提に、統治権の総攬者としての天皇の権限を最大限に確保し、議会を天皇の立法権の「協賛」機関(5条)として位置づけ、議会の権限・関与を最小限に抑えることに腐心しているといえよう(原理的には、強い君主・政府に対し弱い議会)。それと同時に、天皇の緊急勅令(8条)や戒厳の宣告(14条)、戦時・国家事変の場合の臣民の権利の制限(31条¹⁰⁴⁾)、財政緊急処分の勅令(70条¹⁰⁵⁾)にみられるように、非常時を想定した権能・制度を周到に用意しているのである。非常時に意識過剰な憲法といえよう。これらの点で、日本国憲法とは極めて対蹠的である。日本国憲法の場合、国民主権原理を前提に、国民代表としての議会(国会)を「国権の最高機関」「国の唯一の立法機関」(41条)として位置づけ、伝統的な君主の権限を合議体としての政府

(内閣)にできる限り移行させ、象徴としての天皇の権限を最小限に抑えようとしているのである(原理的には、強い議会に対し弱い政府・君主)。また、非常時を想定した権能・制度を極力排除しているのである。そのような制度としては、衆議院解散時の参議院の緊急集会(54条2項・3項)が用意されているに過ぎない。この点で、非常時に沈黙する憲法あるいは非常時を意識しない憲法といえよう。日本国憲法の天皇・政府規定については他の機会に改めて検討したい。

- 53) 前掲注37)62頁、また、同上48頁、参照、伊藤博文・前掲注52)22-23頁。
- 54) 14年憲章をほぼ引き継いだ30年憲章ではその前文は削除され、「国王は…両議院において修正され…国王が裁可した1814年憲章が以下の文言で新たに公布されることを命じる」とのそれに改正されている。野村敬造は14年憲章につき次のようにいう、「14年憲章はルイ18世により与えられたものであり、欽定憲法であり、神権説に基礎づけられる」(前掲注6)82頁)。また、14年憲章と30年憲章の原理的な違いにつき、「14年憲章はルイ18世により与えられたものであり、これに対し30年憲章は、憲章という名称に拘らず、王と人民の代表者の間の契約である。王はこの契約を承諾し、この契約に宣誓したフランス人の王であるにすぎない」とする(同上99-100頁)。
- 55) 小林・前掲注 21) 74 頁。参照、樋口陽一・前掲注 47) 99 頁。樋口によれば、プロイセン「憲法は、国王の権力を、国民によって委託されたものでなく『神の恩寵』によるものとする」。
- 56) 法学協会·前掲注 37) 63-64 頁、参照、伊藤博文·前掲注 52) 121 頁、美濃部達吉 『逐條 憲法精義』(有斐閣、1927 年) 723 頁。
- 57) 前掲注 37) 105 頁(註八)、佐藤功『憲法解釈の諸問題(第1巻)』(有斐閣、1953年)4頁。
- 58) 法学協会·前掲注 37) 105 頁(註八)、佐藤·前掲注 57) 2-3 頁。
- 59) 法学協会·前掲注 37) 105 頁(註八)。
- 60) 法学協会·前掲注 37) 90 頁。
- 61) http://www.verfassungen.net/jp/verf89-i.htm.
- 62) 『帝国憲法論(訂正増補)』(有斐閣、1917年) 281 頁。
- 63) 前掲注37)120頁。
- 64) Der König ist das Oberhaupt des Staats, vereiniget in sich alle Rechte der Staatsgewalt, und übt sie unter den von Ihm gegebenen in der gegenwärtigen Verfassungs-Urkunde festgesetzten Bestimmungen aus. 法学協会の註解は2章「2条」

1 項としているが、これは誤植であろう。なお、同趣旨の規定として 1831 年ザクセン憲 法4条。

- 65) 行政権は「天皇自身又はその下に隷属する行政機関がこれを行う」(法学協会・『註解 日本国憲法(下巻)』(有斐閣、1954年)994頁。この4条の規定につき憲法義解は次の ようにいう(前掲注52)26-27頁、なお、引用文中のふりがなは原文に付せられている ものである)、「統治の大権は天皇之を祖宗に承け、之を子孫に伝ふ。立法・行政百揆の 事、凡そ以て国家を臨御し、臣民を綏振する所の者、一に皆之を至尊に総て其の綱領を 擅らざることなきは、譬へば、人身の四支百骸ありて、而して精神の経絡は総て皆其の 本源を首脳に取るが如きなり。…統治権を総攬するは主権の体なり。憲法の条規に依り 之を行ふは主権の用なり。体有りて用無ければ之を専制に失ふ。用有りて体無ければ之 を散慢に失ふ」。これに附記して憲法義解は権力分立論につき次の興味深い指摘をなして いる(前掲注52)27頁)。「欧州輓近政理を論ずる者の説に曰く、国家の大権大別して二 となす。曰く、立法権・行政権。而して司法の権は実に行政権の支派たり。三権各々其 の機関の翼賛に依り之を行ふこと一に皆元首に淵源す。蓋し国家の大権は之を国家の覚 性たる元首に総べざれば、以て其の生機を有つこと能はざるなり。憲法は即ち国家の各 部機関に向て適当なる定分を與へ、其の経絡機能を有たしむる者にして、君主は憲法の 条規に依りて其の天職を行ふ者なり。故に彼の羅馬に行はれたる無限権勢の説は固より 立憲の主義に非ず。而して西暦第18世紀の末に行はれたる三権分立して君主は特に行政 権を執るの説の如きは、又国家の正当なる解義を謬る者なり、と。是の説は我が憲法の 主義と相発揮するに足る者あるを以て、茲に之を附記して以て参考に當つ」とする。
- 66) 前掲注52) 28頁。
- 67) 前掲注 52) 28-29 頁。
- 68) 樋口陽一によれば、国王は「無限定の法律案拒否権をもつ」(前掲注47)99頁)。
- 69) この裁可についても憲法義解は欧州との違いを強調して、次のようにいう(前掲注 52) 29-30 頁)、「之を欧州に参考するに、君主法案の成議を拒むの権を論ずる者其の説ーに非ず。英国に於ては此れを以て君主の立法権に属し、三体(君主及上院下院を云ふ)平衡の兆証とし、仏国の学者は此れを以て行政の立法に対する節制の権とす。抑、彼の所謂拒否の権は消極を以て主義とし、法を立つる者は議会にして之を拒否する者は君主たり。此れ或は君主の大権を以て行政の一偏に限局し、或は君主にして立法の一部分を占領せしむる論理に出づる者なるに過ぎず。我が憲法は法律は必ず王命に由るの積極の主義を取る者なり。故に裁可を依て始めて法律を成す。夫れ唯王命に由る。故に従て裁可せざるの権あり」。
- 70) 前掲注 62) 816-817 頁。
- 71) これにつき、市村は、法律はその性質上拘束力を有し、公布あるときは当然執行せ らるべきものにして、公布の命令の外に執行の命令を発することを必要としないという (前掲注 62) 816 頁)。
- 72) ベルギーとプロイセンの上院は、既にみたように、その選出方法において大きな違

いがある。ベルギーの上院(元老院)の議員は、任期8年で(4年ごとの半数改選(55条))、各州の人口に応じて代議院議員を選挙する市民によって選挙される(53条)。これに対し、プロイセンの上院(貴族院)は、国王の成年の皇子、プロイセンの以前の直属の帝国等族家の長、国王が終身として任命した議員、法律に従い直接選挙で選ばれる議員、法律に従い地方の大都市から、市会議員によって選ばれた議員等からなり、解散は選挙で選出された議員のみを対象とする(65条)。但し、貴族院の解散は、その後、公選議員の廃止に伴い、排除された。

- 73) 前掲注52) 31頁。
- 74) この勅令は、憲法義解によれば憲法に違反し得ないとされていた(前掲注52)33 頁)。
- 75) 日本の9条1文の規定は、フランス1830年憲章の前身たる1814年憲章14条2文の規定(「国王は」「法律の執行及び国家の安全にとって必要な規則と命令を制定する」を想起させる。ここにいう「国家の安全にとって必要な規則と命令」が濫用されたことから(野村・前掲注6)98頁)、1830年憲章では「及び国家の安全」が削除されて、「国王は」単に「法律の執行に必要な規則と命令を制定する」(13条1項2文)とされ、さらに、「但し、法律自体を失効させ、またはその執行を免除することはできない」(13条1項3文)が追加されたのである(水木・前掲注19)166-167頁)。日本の9条は、その規定からみれば、上の14年憲章14条2文の規定と30年憲章13条1項3文のそれをミックスしているようである。
- 76) 前掲注62)822頁。
- 77) 前掲注 52) 35-36 頁。
- 78) 市村・前掲注 62) 842 頁以下、藤井新一『日本憲法論並ニ英米獨憲法論』(有精堂書店、1931 年) 26 頁(旧字体はこれを新字体に改めた(以下、同様))。
- 79) 前掲注52) 37頁。
- 80) 前掲注52) 39頁。
- 81) 藤井·前掲注 78) 27 頁。
- 82) 法学協会·前掲注 37) 207 頁。
- 83) 家永三郎によれば、「明治維新政府成立の直後には、原則として軍は太政官の指揮下に置かれ、国務と軍の統帥とは分立していなかったが、1878 (明治 11) 年に参謀本部が陸軍省から独立した機関として発足して以来、軍の統帥は一般政務と別系統の独立の作用となり、いわゆる統帥権の独立の制度が成立した。明治憲法は、帝国議会を設けて国民の代表に国政に干与させる制度をつくり出しながら、議会の協賛なしに天皇の独裁をもって執行しうる広汎な大権を設け、その内に統帥権と軍編成権とをふくませた。…ただし憲法は第55条で『国務各大臣ハ天皇を補弼シ其ノ責ニ任ズ』と定め、輔弼の範囲に例外を認めていないから、憲法の文理解釈によれば統帥権もまた国務大臣の輔弼によって行使されねばならぬはずであり、明治期にはむしろそのような解釈が憲法学界では有力であった」が、「大正以降には憲法発布以後も統帥権の独立はそのまま存続しているも

のと解せられるようになり、政府・軍ともにそうした解釈にしたがって国家を運用してきたのである。ただし、統帥権の独立を認めるとしても、統帥権の範囲をどこまでとするかについては意見が」分かれていた(『太平洋戦争』(岩波現代文庫、2002年)58-59頁)。

- 84) これにつき家永三郎は次のようにいう (前掲注83)60頁)、「陸海軍大臣については、明治中期、一時その資格制限のなかった時期があった」が、「実際には常に陸海軍将官をもってあてる慣行が維持され、1900 (明治33)年以来、陸海軍大臣は現役将官をもってあてることが官制に明記されることとなった。1913 (大正2)年には、予後備あるいは退役の将官であっても任用できるように官制が改正されたが、1936 (昭和11)年にふたたび現役将官に限定されることとなり、かようにして20世紀に入ってからは一貫して陸海軍大臣武官制が維持されてきたのである」。
- 85) 法学協会·前掲注 37) 207 頁。
- 86) 藤井・前掲注78) 28 頁。
- 87) 前掲注52)39頁。
- 88) 前掲注52)39頁。
- 89) 前掲注52) 40 頁注(1)。
- 90) 前掲注 52) 40 頁。なお、市村光恵によれば、衆議院は明治 27 (1894) 年 5 月 30 日の会議において次の決議を行った。「条約ノ締結ハ天皇ノ大権ニ属スト雖モ之カ為新ニ法律ノ制定ヲ要シ又ハ法律ニ変更ヲ生スヘキ事項及租税ノ賦課変更ニ関スル事項ハ憲法第 5 条第 37 条第 62 条第 63 条ノ条文ニ由テ当然帝国議会ノ協賛ヲ経ヘキモノトス茲ニ之ヲ決議ス」と。「然レトモ此決議ハ政府ノ為メニ無視セラレ議院モ亦爾来黙シテ語ラス」(前掲注 62) 882 頁、法学協会・前掲注 65) 937 頁、939 頁(註二))。ちなみに、以上の条項は次の通りである。5 条→帝国議会の協賛を以てなす天皇の立法権の行使、37 条→法律の帝国議会の協賛を経ることの必要、62 条→新たな租税の賦課及び税率の変更の法律による決定(同条 1 項)、国債を起こし及び予算に定めたるものを除く国庫の負担となる契約の帝国議会の協賛の必要(同条 3 項)、63 条→現行の租税の更に法律を以てなす改正のない場合、旧による徴収。
- 91) 前掲注52)41頁。
- 92) 但し、憲法の予定する法律は制定されず、明治 15 年第 35 号布告を以て定められた戒 厳令が効力を有していた(市村・前掲注 62)883 頁。
- 93) 前掲注52)41頁。
- 94) 前掲注52)42頁。
- 95) 前掲注 52) 44-45 頁。
- 96) 前掲注 52) 45 頁注(1)。
- 97) 前掲注 52) 41-42 頁。
- 98) 前掲注52) 85-86頁。要約すれば、次の通りである。
 - ①「政事の責の為に特に糾弾の法を設け、下院告訴して上院之を裁断する」もの(イギ

リス)。

- ②「大審院又は特に設けたる政事法院に委ぬるに裁断の権を以てする」もの。この類型として、①「下院告訴し大審院裁断す」るもの(ベルギー 1831 年憲法 90 条)、②「両院告訴し特置政事法院主として政事罪を裁断し、併せて刑事罰を裁断す」るもの(オーストリア 1867 年執行権に関する憲法 9 条、1867 年大臣責任法)、③「憲法に正條ありて而して糾弾断罪の別法未だ設けざるを以て之を実行せ」ざるもの(プロイセン 1870 年(西岡注、1850 年の誤りであろうか。)憲法 61 条)。
- ③政事の責を以て刑事と分離し、裁決の結果は罷免剥職に止まるとする」もの(アメリカ合衆国 1787 年憲法 1 条 3 節 7 項、バイエルン 1848 年大臣責任法 9 条)。
- ④謀党・鰄崩・濫費及び違犯憲法の類を指定し、特に大臣の責とする」もの(アメリカ合衆国前掲憲法 2 条 4 節、プロイセン前掲憲法 61 条、ポルトガル 1826 年憲法 103 条、フランス 1791 年憲法 3 編 2 章 4 項 5 条、同 1814 年憲法 56 条○「ベルギーの国会は大臣責任の刑名を指定するの非を論じたり」)。
- ⑤「君に対するの責任と」するもの(オランダ「の一宰相は予は君主に対し責任ありと 雖、人民に対し責任なしと主張したり」)。

資料

表1 憲法・統治機構の構成

| フランス | ベルギー |
|---|---|
| 前文 フランス人の公権 国王の統治形態 貴族院 代議院 大臣 司法組織 国家によって保障される特別の権利 特別規定 | 第1編 領土とその区分 第2編 ベルギー人とその権利 第3編 権力 第1章 議院 第1章 議院 第1節 代議院 第2節 元老院 第2章 国王及び大臣 第1節 国王 第2節 大臣 第3章 司法権 第4章 州と市町村の制度 第4編 財政 第5編 武力 第6編 一般規定 第7編 憲法の改正 |

- ⑥「人民即ち議院に対するの責任とす」るもの(フランス 1791 年憲法 3 編 2 章 4 項 6 条、ベルギー前掲憲法 89 条、ポルトガル前掲憲法 105 条は「国王の命令は大臣の責任糾治を解くべからざることを掲げたり」。
- 99) 前掲注 52) 86-87 頁。
- 100) 前掲注 52) 87-88 頁。これに関連して次の指摘がなされている(同上 88 頁)。「彼の或国に於て内閣を以て団結の一体となし、大臣は各個の資格を以て参政するに非ざる者とし、連帯責任の一点に偏傾するが如きは、其の弊は或は党援連結の力遂に以て天皇の大権を左右するに至らむとす。此れ我が憲法の取る所に非ざるなり」。
- 101) 前掲注52)88頁。
- 102) 前掲注52) 90-91頁。
- 103) 前掲注52) 92 頁注(1)。
- 104) 31条は、既に触れたように「第2章 臣民権利義務」に位置し、「本章ニ掲ケタル条規 ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ」とし、そのような 場合における臣民の権利の制限を規定する。
- 105) 70条は「第6章会計」に位置し、「公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需要アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝国議会ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得」(同条1項)、「前項ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議会に提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」(同条2項)とする。

| プロイセン | 日本 |
|--|---|
| 前文 第1編 国家の領土 第2編 プロイセン人の権利 第3編 国王 第4編 大臣 第5編 決隆 第6編 司法権 第7編 裁判官の地位に属さない官吏 第8編 財政 第9編 市町村、郡、県、州の連合 一般規定 経過規定 | 上論 第1章 天皇 第2章 臣民権利義務 第3章 帝国議会 第4章 国務大臣及枢密顧問 第5章 司法 第6章 会計 第7章 補則 |

表 2 君主規定

注 文中の〔〕は、当該規定が「国王」または「天皇」に関連する章や編 以外にあることを示している。

| フランス | ベルギー |
|--|--|
| | ・直系、実系かつ嫡系の男子の男子孫による国王の憲法上の権限の継承(60条)・男系の子孫がない場合の措置(61条1項)・王位の空位(61条2項)・王位が空位の場合、全員が改選された両議院の会合までの措置(85条) |
| ・国王の一身の不可侵・神聖(12条1文) ・大臣の責任(12条2文) ・執行権の、国王への帰属(12条3文) | ・国王の一身の不可侵、大臣の責任(63条)・国王の詔勅の効力要件、大臣の副署、副署に対する大臣の責任(64条)・[憲法の定める執行権の、国王への帰属(29条)] |
| ・国の元首(13条1項) | ・両院の同意を以てする同時に他国の元首 就任(62条1項) ・その場合の両議院の定足数・表決数 (62条3項) |
| ・立法権の国王、貴族院、代議院による共同的行使(14条) ・国王、貴族院、代議院の法律提案権(15条1項)・租税法の、代議院による先議(15条2項)・法律の審議、各議院の過半数による議決(16条)・法律案が国王、貴族院、代議院のいずれかによって拒否された場合、同一会期中再提出の禁止(17条) | ・〔立法権の、国王、代議院、元老院による共同的行使(26条)〕 ・〔発議権の、立法権三部門の各部門への帰属(27条1項)〕 ・〔国の歳入または歳出あるいは軍隊の徴募定数に関する法律の、代議院による先議(27条2項)〕 |

| プロイセン | 日本 |
|---|--|
| | ・万世一系の天皇による統治(1条) |
| ・王室法により長子相続及び男系直系相続 の権利に基づく王室の男系の世襲(53条) | ・皇室典範の定むる所による皇男子孫の皇 位の継承 (2条) |
| ・国王の一身の不可侵 (43条) ・大臣の責任、副署 (44条) ・執行権の、国王への帰属 (45条1文) | ・天皇の神聖・不可侵(3条)・〔国務各大臣の、天皇の輔弼とその責任(55条1項)〕・〔法律・勅令・詔勅の、国務大臣の副署(55条2項)〕 |
| ・両議院の同意による他国の君主就任 (55 条) | ・国の元首、統治権の総攬(4条) |
| ・〔立法権の、国王と二つの議院の共同的行使(62条1項)〕 ・〔法律の、国王と両議院の一致の必要(62条2項)〕 ・〔財政法案及び予算案の、第二院(代議院)による先議(62条3項1文)〕 ・〔予算案の、第一院(貴族院)による一括承認または拒絶(62条3項2文)〕 ・〔国王並びに各議院の法律提案権(64条1項)〕 ・〔議院の一または国王により否決された法律案の、同一会期中の再提出の禁止(64条2項)〕 | ・帝国議会の協賛を以てする立法権の行使(5条) ・〔各議院の法律案提出権(38条)〕 ・〔予算の、前に衆議院への提出(65条)〕 |

| フランス | ベルギー |
|--|--|
| ・法律の裁可及び公布(18条) ・法律の裁行のために必要な規則及び命令の発布、但し、法律の停止とその執行の免除の禁止(13条2項) | ・法律の裁可及び公布(69条) ・法律の執行に必要な規則と命令の発布、 法律の停止と法律の執行の免除の禁止 (67条) |
| ・〔毎年の両議院の召集、両議院の停会、 代議院の解散と3箇月以内の新代議院の 召集(42条)〕 | ・両議院の、毎年11月第二火曜日の当然の会合、国王によるそれ以前の召集(70条1項) ・両議院の、毎年少なくとも40日間の開会(70条2項) ・閉会の宣言(70条3項) ・臨時の両議院の召集(70条4項) ・同時または個別の両議院の解散、解散部書の記載事項(71条) ・両議院の停会とその要件(72条) |
| ・行政官の任命(13条1項) | ・大臣の任免(65条) ・軍隊における階級の授与(66条1項) ・一般行政官と外交官の任命(66条2項) ・法律の明示の規定による他の官吏の任命(66条3項) |
| ・陸海軍の指揮(13条1項)・法律による外国軍隊の、国の役務への就任(13条2項) | ・陸海軍の指揮(68条1項1文) |
| ・宣戦、講和条約、同盟条約、通商条約の 締結(13条1項) | ・宣戦、講和条約及び通商条約の締結(68 条1項1文)、国の利益と安全が許す限り、 速やかに適当な情報を添えてする両議院 への通告(68条1項2文) ・通商条約及び国に負担をかけ、もしくは ベルギー人を個人的に拘束する条約の両 議院の同意(68条2項) ・法律のみによる領土の割譲、交換、添付 (68条3項1文) ・条約の秘密条項による、公然の条項の破 棄の禁止(68条3項2文) |

| プロイセン | П+ |
|--|---|
| ・法律の公布、その執行のために必要な命令の発布(45条3文)・〔緊急事態に議会が召集されていない限度で、大臣全体の責任による憲法に違反しない、法律の効力をもつ命令の公布(63条)〕 | 日本 ・法律の裁可、その公布及び執行の命令 (6条) ・緊急勅令の発布(8条1項) ・緊急勅令の効力(8条2項) ・執行命令・独立命令の発布(9条) |
| ・議会の召集閉会、両議院あるいは一院の みの解散 (51条) ・解散後 60日以内の選挙人の招集、及び 解散後 90日以内の両議院の召集 (51条但書) ・停会とその要件 (52条) | ・帝国議会の召集、開会閉会停会、衆議院の解散 (7条) ・〔衆議院解散を命ぜられたる時は勅命を以て新たに議員を選挙せしめ解散の日より5箇月以内にこれを召集 (45条)〕 |
| ・大臣の任免(45条2文)・軍並びに国務の他の部門の官職の任命(47条) | ・行政各部の官制及び文武官の俸給の決定、 文武官の任免(10条) |
| ・軍の最高指揮 (46条) | ・陸海軍の統帥(11条) ・陸海軍の編成及び常備兵額の決定(12条) |
| ・宣戦布告、講和条約、その他の条約の締結(48条1文) | ・宣戦、講和及び条約の締結 (13条) |
| ・通商条約、国に負担ないし個々の個民に義務を課す条約の議会の承認(48条2文) | |
| ・〔国家領土の境界の法律のみによる変更(2条)〕 | |

| フランス | ベルギー |
|--|--|
| | |
| ・〔フランスの貴族任命の国王への帰属、 国王のその意思による貴族の位の変更、 貴族の終身任命または貴族の世襲 (23条)〕 | ・特権を伴わない貴族の称号授与権 (75条) ・法律の規定に従う軍事勲章の授与 (76条) |
| ・ [国王の恩赦及び減刑の権能 (58条)] | ・刑罰の免除または軽減と大臣に対する適 用除外 (73条) |
| | ・法律に基づく貨幣鋳造権(74条) |
| ・国王の即位後最初の立法議会による全統 治期間中の王室費の決定 (19条) | ・各統治期間の王室費の法定(77条) |
| | ・憲法及びこれに基づく特別法の明示的に 付与する権限のみの行使(78条) |
| | ・国王死去による両議院の召集なしの会合、 両議院解散時の特別措置 (79条1項) ・一院のみ解散時の特別措置 (79条2項) ・王位継承者または摂政の宣誓までの、国 王の憲法上の権限の大臣会議による行使 (79条3項) |
| | ・国王の成年年齢(80条1項)・両議院合同会議での、宣誓による王位の 継承とその宣誓文(80条2項・3項) |
| | ・王位継承者が未成年の場合、両議院合同会議による摂政と後見の任命(81条)・国王が統治不能の場合、両議院合同会議による後見と摂政の任命(82条)・1名の摂政職、宣誓による職務の遂行(83条)・摂政職の間の憲法変更の禁止(84条) |
| | |

| プロイセン | 日本 |
|--|--|
| | ・戒厳の宣告(14条1項)・戒厳の要件及び効力の法定(14条2項) |
| ・勲章、その他の特権と結びつかない表彰 の授与(50条1項) | ・爵位勲章及びその他の栄典の授与(15条) |
| ・恩赦及び減刑の権利(49条1項) ・職務上の行為故に有罪となった大臣に対 するその権限の行使の要件(49条2項) | ・大赦特赦減刑及び復権の決定 (16条) |
| ・法律に基づく貨幣鋳造権(50条2項) | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| ・国王の成年年齢(54条1項) ・合同会議での宣誓とその内容(54条2項) | |
| ・国王が未成年、その他の理由で継続して 自ら統治し得ない場合、王位に最も近い 成年の男系男子による摂政の引受け、合 同会議の召集(56条) ・成年の男系親族不在の場合、摂政選任の ため大臣による議会の召集、摂政即位ま で大臣による統治(57条) ・摂政の権限、摂政即位前の合同会議での 宣誓とその内容(58条1項) ・宣誓まで、統治行為に対する全大臣の責 任(58条2項) | ・摂政の設置(17条1項) ・摂政による大権の行使(17条2項) ・〔憲法及び皇室典範の摂政を置くの間変更の禁止(75条)〕 |
| ・地代の、王室・家族世襲財産としての存 続(59条) | |

表 3 大臣規定

注 文中の〔〕は、当該規定が「大臣」に関連する章や編(日本では「国 務大臣及枢密顧問」)以外にあることを示している。

| フランス | ベルギー |
|---|---|
| ・大臣と貴族院議員または代議院議員との 兼職(46条1文) | |
| | ・大臣就任の要件(生来のベルギー人また は大帰化を認められた者)(86 条) |
| | ・王室構成員の大臣就任の禁止 (87条) |
| | ・大臣がいずれかの議院の議員である場合 を除き、投票権の不保持(88条1項) |
| ・大臣の、両議院への出席・発言 (46条2文) | ・大臣の各議院への出席・発言(88条2項) ・両議院の、大臣出席の要求(88条3項) |
| | ・国王の口頭または書面の勅令による、大 臣の責任の不可免除(89条) |
| ・〔法律の定める大逆罪と国の安全に対する侵犯罪の貴族院による審理 (28条)〕 ・代議院による大臣の告発、大臣の召喚、 貴族院による大臣の裁判 (47条) | ・代議院の、大臣を告訴する権限、破毀院 に召喚する権限、破毀院連合部での、大 臣を裁判する権限(90条1項) ・大臣に科せられる刑罰、大臣に対する訴 訟手続の法定(90条2項) ・両議院のいずれかの議院の要求に基づく、 国王による大臣の特赦(91条) |
| | |
| | |

| プロイセン | 日本 |
|--|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| ・大臣が議員である場合、一方あるいは他方の議院での投票権の保有(60条3項) | |
| ・大臣並びにその代理として派遣された官 吏の各議院への出席、質問に対する応答 (60条1項) ・各議院の、大臣出席の要求(60条2項) | ・〔国務大臣及び政府委員の各議院への出席及び発言(54条)〕 |
| | |
| ・憲法違反、買収及び反逆罪を理由とする 議会の決定による大臣の訴追、この訴追 につき最高裁判所合同部での決定 (61条1項) ・責任の要件、手続及び刑の詳細につき特 別法の留保(61条2項) | |
| | ・国務各大臣の天皇輔弼とその責任 (55条1項)・法律勅令その他国務に関する詔勅の、国 務大臣の副署(55条2項) |
| | ・枢密顧問による重要の国務の審議(56条) |